

原則として直腸鏡検査を実施する。

- (4) その他
「結果の通知」、「記録の整備」、「受託実施機関」等については、2から6までに定めるところに準じて実施するものとする。

8 受診指導

- (1) 目的
がん検診の結果「要精検」と判定された者について、医療機関への受診を指導することにより、的確な受診が確保されることを目的とする。
- (2) 対象者
がん検診の結果「要精検」と判定された者
- (3) 受診指導の実施
ア 指導の内容
がん検診の結果「要精検」と判定された者に対し、医療機関への受診を指導する。
イ 結果等の把握
医療機関との連携の下に、受診結果等について把握に努めること。
- (4) 記録の整備
受診指導及びその後の受診状況の記録は、診査の記録に合わせ記録し、継続的な指導に役立てるものとする。

- 9 その他の事項については、「保健事業実施要領の全部改正について」の別添「保健事業実施要領」の第5健康診査等に準ずるものとする。

- 10 健康手帳にがん検診の記録に係るページを設ける場合にあっては、別添様式を標準的な様式例とする。

- 11 その他の留意事項
別紙のとおりとする。

(10 別添様式は省略)

原則として直腸鏡検査を実施する。

- (4) その他
「結果の通知」、「記録の整備」、「受託実施機関」等については、2から6までに定めるところに準じて実施するものとする。

8 受診指導

- (1) 目的
がん検診の結果「要精検」と判定された者について、医療機関への受診を指導することにより、的確な受診が確保されることを目的とする。
- (2) 対象者
がん検診の結果「要精検」と判定された者
- (3) 受診指導の実施
ア 指導の内容
がん検診の結果「要精検」と判定された者に対し、医療機関への受診を指導する。
イ 結果等の把握
医療機関との連携の下に、受診結果等について把握に努めること。
- (4) 記録の整備
受診指導及びその後の受診状況の記録は、診査の記録に合わせ記録し、継続的な指導に役立てるものとする。

- 9 その他の事項については、「保健事業実施要領の全部改正について」の別添「保健事業実施要領」の第5健康診査等に準ずるものとする。

- 10 健康手帳にがん検診の記録に係るページを設ける場合にあっては、別添様式を標準的な様式例とする。

- 11 その他の留意事項
別紙のとおりとする。

(10 別添様式は省略)